

交付額の算定が適切でなかったため、交付金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 168万円

1 交付金事業の概要

山形県は、平成27年度に、防災・安全交付金(港湾改修)事業として、重要港湾の酒田港の本港地区において、臨港交通施設である大浜陸橋の耐震化及び延命化のために、落橋防止装置工、橋りょう塗装工等を事業費7143万円(交付対象事業費同額)で実施した。

社会資本整備総合交付金の交付要綱によれば、重要港湾における臨港交通施設に係る港湾改修事業の国の負担割合は、原則として、交付対象事業費の5/10以内とすることとされている。ただし、既存施設の延命化のための改良を行うものについては、交付対象事業費の1/3以内とすることとされている。

同県は、本件の交付対象事業費の全てについて国の負担割合を5/10として交付金の額を3571万円と算定し、完了実績報告書を提出するなどして、同額の交付金の交付を受けていた。

2 検査の結果

本件事業には、既存施設の延命化のための改良を目的とした橋りょう塗装工等が含まれており、これらに係る交付対象事業費について国の負担割合を5/10としたのは誤りであって、正しくは1/3以内であった。

したがって、交付要綱に基づき、上記の橋りょう塗装工等に係る交付対象事業費1008万円について国の負担割合を1/3として適正な交付金の額を算定すると3403万円となり、前記の交付を受けていた交付金3571万円との差額168万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
東北地方 整備局	山形県	防災・安全交 付金(港湾改 修)	平成 27	円 7143万 (7143万)	円 3571万	円 1008万 (1008万)	円 168万